

○島根県警察第二機動隊の組織及び運営に関する訓令

(昭和41年10月1日島根県警察訓令第22号)

最終改正 平成30年3月16日

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察第二機動隊（以下「第二機動隊」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 第二機動隊は、島根県警察機動隊（以下「機動隊」という。）を補充する警備実施の中核部隊であり、その任務は次のとおりとする。

- (1) 災害、雑踏、その他集団不法事案に対する警備警戒、救護等に従事すること。
- (2) 警衛及び警護に従事すること。
- (3) 重要防護施設の警備等に従事すること。
- (4) その他警察本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める警察活動に従事すること。

(部隊編成等)

第3条 第二機動隊の部隊編成等については、別に定める。

(隊員の選考基準)

第4条 第二機動隊の隊員（以下「隊員」という。）は、身体強健かつ士気旺盛な者の中から選考するものとする。

(隊員の指定、解除)

第5条 隊員の指定並びに解除は、所属長の上申に基づいて本部長が行うものとする。

- 2 前項の指定並びに解除の上申は、第二機動隊員の指定（解除）上申書（様式第1号）により行うものとする。
- 3 前項の規定により、隊員に指定し、又は解除したときは、第二機動隊員の指定（解除）通知書（様式第2号）により、関係所属長に通知するものとする。

(指揮系統)

第6条 第二機動隊の出動又は待機は、本部長が命ずる。

- 2 第二機動隊の指揮系統は、本部長－警備部長－第二機動隊長とする。
- 3 警察署に派遣された第二機動隊員は、原則として当該警察署長の指揮下に入るものとする。

(応援要請)

第7条 署長は、その規模等から判断して、他署第二機動隊の応援を必要とすると認めたときは、警備部警備課長（以下「警備課長」という。）を経由して本部長に要請するものとする。

(出動報告)

第8条 第二機動隊長は、第6条の規定により第二機動隊が出動したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(隊員の信条)

第9条 隊員は、常に警備実施活動等における集団警備力の中核であることを自覚し、厳

正な規律と強固な団結を保ち、率先その任務の遂行に当たらなければならない。

(教養訓練)

第10条 島根県警察機動隊長は、隊員に対し警備実施に必要な訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練要領は、別に定める。

(事務)

第11条 第二機動隊に関する事務は、警備部警備課において処理するものとする。

(服務)

第12条 警備課長は、本部長の承認を受け、隊員の服務に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和41年10月1日から施行する。

附 則 (昭和43年6月5日島根県警察訓令第6号)

この訓令は、昭和43年6月5日から施行する。

附 則 (昭和44年4月10日島根県警察訓令第15号)

この訓令は、昭和44年4月10日から施行する。

附 則 (昭和47年8月1日島根県警察訓令第11号)

この訓令は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則 (昭和54年8月24日島根県警察訓令第15号)

1 この訓令は、昭和54年8月24日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の第二警察機動隊の設置および運営に関する訓令第7条第1項の規定により第二機動隊員に指定されている者は、この訓令施行の日において、この訓令による改正後の改正後の島根県警察第二機動隊の組織及び運用に関する訓令第5条の規定により指定されたものとみなす。

附 則 (昭和56年3月20日島根県警察訓令第4号)

この訓令は、昭和56年3月20日から施行する。

附 則 (平成8年3月12日島根県警察訓令第6号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日島根県警察訓令第12号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成30年3月16日島根県警察訓令第8号)

この訓令は、平成30年3月29日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日島根県警察訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式 [略]